衆議院経済産業委員会ニュース

【第 213 回国会】令和６年５月 17 日（金）、第 15 回の委員会が開かれました。

１　スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案（内閣提出第 62 号）
・自見国務大臣、古谷公正取引委員会委員長及び政府参考人に質疑を行いました。
（質疑者）和田義明君（自民）、細田健一君（自民）、中野洋昌君（公明）、落合貴之君（立憲）、山崎誠君（立憲）、山岡達丸君（立憲）、守島正君（維教）、小野泰輔君（維教）、笠井亮君（共産）、鈴木義弘君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

和田義明君（自民）

（１）　本法律案の概要及び意義
（２）　ソフトウェア開発業界の利益率
（３）　Apple 及び Google がアプリ内課金に対して課している手数料率 30％の妥当性についての公正取引委員会の見解
（４）　アプリ内課金に関するデータが開示されないといった事案が現行の独占禁止法に抵触するおそれ
（５）　本法律案における課徴金の計算方法、課徴金の対象となる売上額の遡及年数及び過去の課徴金納付命令の事例
（６）　本法律案の実効性の担保のためガイドラインで本法律案の内容を明確化する必要性
（７）　本法施行に向けた自見国務大臣の決意
（８）　青少年の保護
ア　スマートフォンに係る青少年の安心安全な環境の確保と競争環境確保との両立についての自見国務大臣の認識
イ　スマートフォンの脅威から青少年を保護するために新法を制定する必要性

細田健一君（自民）

（１）　本法律案において規制対象となる事業者の行為の具体例
（２）　事業者に対する規制の代表的具体例
（３）　国外事業者に対する規制の適用の可否
（４）　国外事業者への規制の実効性の確保方法
（５）　プロバイダー責任制限法に係る事業者との対話及び事業者の対応に関する評価
（６）　公正取引委員会と本法律案の規制対象と想定される事業者との対話及び事業者の対応

中野洋昌君（公明）

（１）　本法律案の背景、意義及び狙い
（２）　Apple 及び Google が提供する特定ソフトウェアにおける具体的な課題及び本法律案の措置によりユーザーが得られるメリット
（３）　事業者への規制の実効性を確保する規制の在り方
（４）　特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の施行状況及び本法律案との関係

落合貴之君（立憲）

（１）　本法律案の対象が今後スマートフォン以外にも拡大する可能性
（２）　本法律案において事前規制を取り入れた意味
（３）　違反行為に対する課徴金の算定率を 20％とした理由
（４）　本法律案により見込まれる効果
（５）　スマートフォンのソフトウェアの安全性及びセキュリティに係る質を高める政策を講じる必要性
（６）　本法律案に係るガイドライン策定に向けた公正取引委員会の取組状況
（７）　デジタル分野の技術革新の速さ等を踏まえガイドラインを柔軟に見直す必要性
（８）　2024 年４月に公正取引委員会が検索連動型広告に関して Google に対し独占禁止法上に基づく行政処分を行った意義
（９）　デジタル市場の監視における事前規制と事後規制の組合せによる規制の在り方
(10)　今後のデジタルプラットフォーマー規制の方向性
(11)　タクシーの配車アプリなど新分野の市場に対する監視を強化する必要性
(12)　本法律案の適用においてもプライバシーやセキュリティに係る質を確実に担保する必要性

山崎誠君（立憲）

（１）　Apple や Google のビジネスモデルへの評価
（２）　指定事業者への規制の程度と消費者利益の均衡を確保する必要性
（３）　本法律案が指定事業者に対して過度な規制とならないことの確認
（４）　Apple のアプリストア
　ア　手数料制度の概要
　イ　手数料水準の妥当性
（５）　本法律案によってもたらされる経済効果及び消費者利益
（６）　本法律案による保護又は規制の対象者
（７）　本法を執行するに当たっての公正取引委員会の人員体制に対する懸念
（８）　本法律案による規制と iPhone のセキュリティ向上との関連性
（９）　他の事業者が提供するアプリストアに係るセキュリティ確保等
　ア　個別アプリのチェックを指定事業者が行うこと及びセキュリティ確保等を目的とした手数料を課すことが可能であることの確認
　イ　指定事業者がアプリのチェックをせずに消費者へのアプリを提供する可能性
　ウ　個別アプリのチェックの主体
　エ　代替アプリストアの運営主体が個別アプリのチェックの責任主体であることの確認
　オ　本法律案に基づき代替アプリストアの運営主体に課される責任
　カ　代替アプリストアでの事象について指定事業者が責任を負う可能性
　キ　代替アプリストアでの事象について政府が指定事業者に求める運営方針の有無

山岡達丸君（立憲）

（１）　特定ソフトウェアを巡る状況が独占禁止法違反の状態であるか否かについての公正取引委員会の認識
（２）　アプリストアの運営事業者がビジネス上の都合で一部のアプリを取り扱わない実態の存否
（３）　本法律案における正当化事由
　ア　アプリの排除理由を判断する際に事業者側の恣意的運用の余地を残す可能性
　イ　政府が一定の基準を設ける必要性
（４）　本法の施行により検索エンジンの利便性が損なわれることを避ける必要性

（５）　事業者側が自らの裁量により他社のアプリを使いづらくすることへの対応方針
（６）　スマートフォンの周辺機器
　ア　他社製品との連動について事実上機能を制限することへの本法律案による対応
　イ　日本においては特定のスマートフォンについて利用者自らが中古純正部品による修理を実施できない現状についての総務省の見解
（７）　青少年のネット環境が特定の事業者の裁量に依存している実態ついての文部科学省の見解
（８）　特定ソフトウェアに係る問題について官民で連携して対応する必要性

守島正君（維教）

（１）　本法律案の提出が現段階となった理由
（２）　本法施行後の見直し条項において３年を目途としたことの妥当性
（３）　本法律案が他産業へ及ぼす影響についての自見国務大臣の見解
（４）　本法律案と独占禁止法との関係性
　ア　現状のプラットフォーマーが独占禁止法上の如何なる禁止行為に抵触しているかについての確認
　イ　一般的な独占禁止法における独占・寡占による価格の下方硬直性と現在特定ソフトウェア事業者によって引き起こされている価格の下方硬直性との差異
　ウ　独占禁止法上の行政処分と本法律案における行政処分の差異とその理由
（５）　本法律案における課徴金納付命令の対象行為が限定的である理由
（６）　ＯＳ機能の無償提供に係る規定が設けられなかった理由及びＯＳの無償提供がフリーライドの問題につながるという指摘に対する見解
（７）　アプリストアの現状の手数料についての公正取引委員会の認識

小野泰輔君（維教）

（１）　ＥＵのデジタル市場法によるアプリストアにおける手数料への是正効果
（２）　スマートフォンのセキュリティ確保に係る責任主体
（３）　本法律案に基づき指定事業者が講じた正当化事由に係る措置の妥当性の判断
（４）　指定事業者による取得したデータの不当な使用の禁止に係る規制の遵守状況の把握と実効性の確保
（５）　指定事業者以外の事業者によるアプリストアへの新規参入に向けた取組
（６）　デジタル空間を公共財と捉えた場合の規制の在り方
（７）　本法律案における関係行政機関の意見の聴取と独占禁止法における公正取引委員会の独立性との関係

笠井亮君（共産）

（１）　本法律案において巨大ＩＴ企業に対する事前規制を新設する意義
（２）　本法律案と独占禁止法の関係性及び共通する目的
（３）　確約手続の在り方
　ア　2024 年４月の米国 Google 社に対する独占禁止法に基づく確約手続の適用
　　ａ　違反被疑行為の概要
　　ｂ　事前相談時の説明に反して違反被疑行為が開始された経緯
　　ｃ　確約計画の概要
　　ｄ　確約計画が遵守されない場合の対応
　イ　ＥＵの確約手続
　　ａ　確約が遵守されない場合の対応

b　厳しい制裁金制度が違反の抑止に有効であるとの指摘についての古谷公正取引委員長の見解
ウ　規制の実効性確保に資する確約手続の運用の必要性
（４）　利用者の安心安全の確保
ア　本法律案による利用者の安全性の確保への懸念
イ　ＥＵデジタル市場法（ＤＭＡ）を踏まえて利用者の安心安全に向けた取組を強化する必要性
ウ　本法施行後の適宜適切な見直しの必要性
（５）　公正取引委員会の職権行使の独立性
ア　本法律案における公正取引委員会の職権行使の独立性についての自見国務大臣の見解
イ　関係行政機関の意見の聴取に係る規定（第43条第３項）の趣旨
ウ　公正取引委員会の求めによる関係行政機関の意見の聴取に係る規定（第43条第１項）とイの規定との相違
エ　公正取引委員会の判断と関係行政機関の意見が相違した場合の取扱い
オ　公正取引委員会が関係行政機関に対して違反被疑行為に係る立証責任を負うこととなる懸念
カ　公正取引委員会の職権行使の独立性を堅持する必要性
（６）　公正取引委員会におけるデジタル市場規制に係る体制及び人員
ア　ＥＵ、英国及び我が国における体制及び人員
イ　専門人材の確保も含め公正取引委員会の抜本的な体制強化の必要性

鈴木義弘君（国民）

（１）　スマートフォン市場において市場支配力を有すると判断する具体的数値
（２）　タブレットや従来型携帯電話が本法律案の規制対象から外された理由及び将来的に法改正し対象を追加する可能性
（３）　法改正ではなく政令で対象を追加する必要性
（４）　政令で定める一定規模以上の指定事業者の具体的な事業規模
（５）　指定事業者がＡＩを利用して禁止行為をした場合の対応
（６）　指定事業者に支払う手数料30％に広告料収入まで含まれるかの有無
（７）　消費者の利益増進につながるデジタル広告事業の在り方
（８）　本法律案に係る実効性の担保についての自見国務大臣の所見